

札幌弁護士会紛争解決センターに 調停の申立てをお考えの方へ

あなたが何らかの紛争に巻き込まれたとき、すぐに裁判所に行くでしょうか。

紛争を解決したくても、人間関係にヒビが入ることや、紛争が公になることや、多くの時間と費用がかかる場合がある等の理由で、裁判所の手続を避けている人は数多くいると思います。

また、話し合いで解決するために公正中立な第三者に間に入ってもらいたいのに、そのような第三者が見つからない場合もあるでしょう。

このような問題を解決するため、札幌弁護士会では「紛争解決センター」を平成17年10月25日に開設しました。

紛争解決センターに多く寄せられる質問についてお答えします。

- ① 紛争解決センターとは何ですか？
- ② どんなときに利用するのですか？
- ③ どのように解決するのですか？
- ④ 申立ての方法を教えてください。
- ⑤ 申立ては代理人でもできますか？
- ⑥ 費用はどれくらいかかりますか？
- ⑦ 1回目の期日まで、どれくらい時間がかかりますか？
- ⑧ 相手が話し合いに出てきてくれない場合にはどうなるのですか？
- ⑨ 解決までの期間はどれくらいですか？
- ⑩ 裁判の場合、訴えを起こすことで時効が中断すると聞きました。紛争解決センターの調停の場合はどうですか？

① 紛争解決センターとは何ですか？

札幌弁護士会が運営する迅速で公正な解決を目指した話し合いによる紛争解決の制度です。

② どんなときに利用できるのですか？

金銭トラブル・損害賠償・借地借家・契約・家族間の紛争・近所の揉め事など、身の回りに起こった民事上の紛争の解決にお使いになれます。ただし、債務整理など当センターを利用できない事件もあります。

③ どのように解決するのですか？

経験豊かな弁護士が調停人となり、申立人と相手方の双方の言い分をよく聴いたうえで和解による解決を目指します。

④ 申立ての方法を教えてください。

まず弁護士による法律相談を受けてから申立てをしてください。紛争解決センターに適した事案か弁護士が判断したうえで紹介状を作成します。(申立てには弁護士の紹介状が必要です。)

弁護士による法律相談は、札幌弁護士会法律相談センターに申し込むこと

ができます。相談は無料です。詳細はお電話にて（電話 011-251-7730）。

⑤ 申立ては代理人でもできますか？

申立人の代理人となることができるのは、原則として弁護士と法定代理人（親権者、後見人等）のみです。それ以外の方が代理人となるためには調停人の許可が必要です。そのため代理人による申立ての場合には、申立人との関係を確認させていただきます。

⑥ 費用はどれくらいかかりますか？

申立ての費用は 10,000 円（税別）です。

紛争が解決した場合の成立手数料は原則として下表のとおり、解決額に応じて算出されます。

解決額	割合
100 万円までの場合	8%
100 万円を超え 300 万円以下の場合	30,000 円+5%
300 万円を超え 3000 万円以下の場合	90,000 円+3%
3000 万円を超え 3 億円以下の場合	390,000 円+2%
3 億円を超える場合	3,390,000 円+1%

* 具体例 *

金銭トラブルに関する調停の申立てをして、相手方に 300 万円支払ってもらった内容の和解が成立した場合に、申立人が支払う手数料。

申立手数料 10,000 円（税別）

成立手数料 $(30,000 \text{ 円} + 3,000,000 \text{ 円} \times 0.05) \div 2$ [原則として当事者で折半]
= 90,000 円（税別）

合計 100,000 円（税別）

⑦ 1 回目の期日まで、どれくらい時間がかかりますか？

まず事案に適した弁護士調停人を紛争解決センター運営委員会で選出し、調停人と申立人の都合が合う日に最初の期日を入れます。相手方が調停に参加するか否かの判断・回答を返送するための期間を設ける必要があります。できるだけ早くなるように努力をしていますが、通常は申立てから 3 週間～1 か月後に第 1 回目の期日が指定されています。

⑧ 相手が話し合いに出てくれない場合にはどうなるのですか？

そのような場合、残念ですが紛争解決センターには拘束力がないため、強制

的に出てきてもらうことはできません。相手方が参加しない場合は、手続を進めることができませんので、事件終了とします。その際、お支払いいただいた申立手数料の半額 5,000 円（税別）を返金します。

⑨ 解決までの期間はどれくらいですか？

平均では、3回の話し合いで、3か月程度で解決しています（平成19年度の実績調べ）。ただし、複雑な事件などの場合それ以上かかることもありますので、あくまで目安としてお考えください。

⑩ 裁判の場合、訴えを起こすことで時効が中断すると聞きました。紛争解決センターの調停の場合はどうですか？

当センターに申立てをしても、時効は中断しません。申立てをお考えの方、特に時効が迫っている問題については、紹介状を弁護士から交付される際、十分確認の上で紛争解決センターの調停手続き利用についてご検討ください。

受付の際、時効についての判断はできませんので、ご注意ください。

紛争解決センターに調停を申立てる際 必要なものです。

必要になるものは下記の表のとおりです。申立ての際に提出していただきます。

提出書類チェック表		
1	調停申立書 <u>紛争解決センター用 と 相手方送付用に2部ご用意ください。</u> うち1部はコピーで結構です。	
2	弁護士が作成した紹介状 質問の④を参照ください。	
3	資料 この件に関して証拠となる資料があればご提出ください。	
4	申立手数料 10,000円 (税別)	
5	当事者が法人であるときは、その代表の資格を証明する書類	
以下、申立人本人以外が代理人として調停に出席する場合に必要です (代理人については質問の⑤を参照ください)		
6	代理人が調停に出席する場合、申立人本人の印鑑証明書と登録した印鑑を押印してある申立人記入の委任状	
7	申立人が未成年で親権者が申立てる場合、戸籍謄本	
8	死亡事故の場合、他の相続人全員の委任状と除籍謄本	

上記のものが不足していますと、申立てができません。申立てをする前に右の空欄でチェックをしてください。

なお、申立て後、事件を取下げの場合は申立手数料を返金致しかねます。ご了承ください。

*お問い合わせは、こちらまで

札幌弁護士会紛争解決センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目

札幌弁護士会館2階(法律相談センター内)

TEL(011)-251-7730(法律相談センター内)

受付：平日 月曜日～金曜日 午前9時～12時、午後1時～4時